

暮らしの法律ナビ

No.29

生活保護と
親族の扶養義務

生活保護制度は国が生活に困窮する国民に対し健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。生活保護法四条一項では「保護は、生活に困窮する者が利用できる資産、能力その他あらゆるものをしてその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされ、同二項で「扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとする。」と規定されています。扶養が保護に優先するとは親族の援助があつた場合はその金額の分だけ保護費を減額するという意味であつて扶養義務者による扶養は保護の前提条件ではありません。扶養義務者は夫婦及び直系血族

並びに兄弟姉妹のことです。但し、厳格な扶養義務は夫婦間及び親の未成熟な子に対する義務で、その他の親族間は余裕があれば援助する程度の義務です。あるタレントの母親が生活保護制度を利用し非難されていましたが法的には不正受給ではありません。国民の生活を保障する最後の砦の制度です。よい意味でこの制度を大切にしたいものです。

過払い金の返還請求なら
債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎ 079-561-2050

tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>